



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 8 1 号 令和 7 年 1 0 月 1 7 日発行

目 次

は県例規集登載

【条例】

番 号	表 題	担当課名
4 3	徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例	防災対策推進課
4 4	徳島県災害医療推進基金条例の一部を改正する条例	防災対策推進課 被災者支援推進室
4 5	徳島県公告式条例の一部を改正する条例	法制監察課
4 6	徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例	県土整備政策課
4 7	徳島県収入証紙条例を廃止する等の条例	出納局会計課

【規則】

番 号	表 題	担当課名
6 3	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	子育て応援課

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例**
(条例第四十三号)

一 災害対策基本法及び大規模災害からの復興に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県災害医療推進基金条例の一部を改正する条例** (条例第四十四号)

一 災害対策基本法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県公告式条例の一部を改正する条例** (条例第四十五号)

一 条例の公布に当たって行う知事の署名について電子署名によることができることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例** (条例第四十六号)

一 マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

● **徳島県収入証紙条例を廃止する等の条例** (条例第四十七号)

一 徳島県収入証紙条例の廃止

二 徳島県収入証紙条例は、廃止することとした。

二 徳島県特別会計設置条例の一部改正

三 徳島県証紙収入特別会計を廃止することとした。

三 徳島県税条例の一部改正

自動車税及び狩猟税について、県が発行する証紙による徴収の方法を廃止することとした。

四 この条例は、令和八年十月一日から施行することとした。ただし、二については、令和十四年四月一日から施行することとした。

五 一について、所要の経過措置を設けることとした。

● **就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則** (規則第六十三号)

一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

徳島県知事
後藤 田 正 純

徳島県条例第四十三号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成二十四年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。
第二条第六号中「第八条第二項第十五号」を「第八条第二項第十七号」に改める。

第八十三条第二項中「同条第二号」を「同条第三号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県災害医療推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

徳島県知事

後藤田

正

純

徳島県条例第四十四号

徳島県災害医療推進基金条例の一部を改正する条例

徳島県災害医療推進基金条例（平成二十六年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第八条第二項第十五号」を「第八条第二項第十七号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

徳島県知事
後藤 田 正 純

徳島県条例第四十五号

徳島県公告式条例の一部を改正する条例

徳島県公告式条例（昭和二十五年徳島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その末尾に知事が署名しなければ」を「知事が署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号イに規定する電子署名を含む。）をしなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

徳島県知事
後藤 田 正 純

徳島県条例第四十六号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の十七の項中「第五条の三第一項」を「第五条の十三第一項」に、「第五条の四各号」を「第五条の十四各号」に改め、同表の三十三の十八の項中「第五条の六第二項」を「第五条の十六第二項」に、「第五条の三第一項」を「第五条の十三第一項」に改め、同表の三十三の十九の項中「第五条の七第一項」を「第五条の十七第一項」に改める。

附 則

この条例は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

徳島県収入証紙条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第四十七号

徳島県収入証紙条例を廃止する等の条例

(徳島県収入証紙条例の廃止)

第一条 徳島県収入証紙条例(昭和三十九年徳島県条例第二十一号)は、廃止する。

(徳島県特別会計設置条例の一部改正)

第二条 徳島県特別会計設置条例(昭和三十九年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表徳島県証紙収入特別会計の項を削る。

(徳島県税条例の一部改正)

第三条 徳島県税条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「第三項において同じ。」には「を」に「は」に改め、「次条に規定する環境性能割の証紙を貼つてしなければならない。この場合においては、納税義務者は、」を削り、「延滞金額を含む。第三項」を「延滞金額を含む。以下この項」に、「受けることにより、環境性能割の証紙」を「受けなければならない。この場合において、知事が必要と認めるときは、当該環境性能割額に相当する現金を納付して納税済印の押印を受けることにより、環境性能割証紙代金収納印の押印」に改め、同条第二項中「、同項の証紙に代えて」を削り、同条第三項を削る。

第五十条から第五十二条までを次のように改める。

第五十条から第五十二条まで 削除

第五十三条中「前条に規定するもののほか、環境性能割の証紙及び」を削り、「取扱い」を「印影の形式及び取扱い」に改める。

第五十三条の七中「第五十三条の八に規定する種別割の証紙を」及び「貼つてその税金を払い込まなければならない。この場合においては、納税者は、」

を削り、「又は知事がやむを得ない事由があると認めるときに」を「その税金を払い込まなければならない。この場合において、知事が必要と認めるときは、」に、「種別割の証紙」を「種別割証紙代金収納印の押印」に改める。

第五十三条の八から第五十三条の十までを次のように改める。

第五十三条の八から第五十三条の十まで 削除

第五十三条の十一中「前条に規定するもののほか、種別割の証紙及び」を削り、「取扱い」を「印影の形式及び取扱い」に改める。

第七十九条の三第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、普通徴収の方法によることができる。

第七十九条の三第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前項」を「前項ただし書」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十九条の四を次のように改める。

（狩猟税の証紙徴収の手続）

第七十九条の四 狩猟税の納税者は、狩猟者の登録を受ける際に、狩猟税額に相当する現金を納付し、狩猟者の登録に係る申請書に納税済印の押印を受けなければならない。

第七十九条の五を削り、第七十九条の六を第七十九条の五とし、第七十九条の七を第七十九条の六とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第五項及び第六項の規定は、令和十四年四月一日から施行する。

（徳島県収入証紙条例の廃止に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による廃止前の徳島県収入証紙条例（以下「旧証紙条例」という。）第五条第一項の規定により売りさばかれた徳島県収入証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは毀損したものを除く。以下「証紙」という。）は、施行日から令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例により使用することができる。

3 証紙を保有する者（旧証紙条例第五条第一項に規定する売りさばき人（以下「売りさばき人」という。）及び売りさばき人がその者の責任において証紙の売りさばきを行わせる他の者（以下「代理売りさばき人」という。）を除く。）は、施行日から令和十三年九月三十日までの間は、これを返還して当該証紙の額面金額に相当する金額の還付を受けることができる。

4 この条例の施行の際現に売りさばき人又は代理売りさばき人である者は、施行日以後遅滞なく、施行日前に買い受けた証紙を返還しなければならない。この場合において、知事は、令和十三年九月三十日までに当該返還をした者に対し、当該証紙の額面金額から当該証紙の売りさばきに対して交付された手数料

に相当する額を控除した金額に相当する金額を還付するものとする。

(徳島県特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第二条の規定による改正前の徳島県特別会計設置条例別表の徳島県証紙収入特別会計（以下「旧会計」という。）の令和十三年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

6 第二条の規定の施行の際旧会計に属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

徳島県規則第六十三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十九年徳島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

様式第九号中「、」を「、」に改め、同様式の(裏)中「指定都市等の区域内に所在する」を「指定都市等所在施設である」に改め、「（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）」を削り、「長。」を「長。次章、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。